

遺言・相続の手続き

遺言書と相続手続きについての概要をわかりやすく解説

はじめに

遺言とは

遺言書の方式と書き方

相続の主な手続き

主な名義変更手続き



横関行政書士事務所

はじめに

遺言書とは、死が目前に迫ったときに作成するものだと思いませんか？
あるいは自分には必要のないものだと思いませんか？

遺言書とは、テレビドラマや映画に出てくるような、莫大な資産を持ち、仲の悪い家族達に囲まれた、孤独な老資産家にしか必要のないものではありません。ごく普通の人にとっても必要とされるものです。

人は生前、自分の意志で自由に財産を処分できますが、もし万が一のことがあった時に、残された家族達は故人の意思を確かめることは出来ません。故人の意思を最大限尊重したくとも、その意思を確認する術が無ければどうしようもありません。

そのときに“遺言書”という、形になったものが残されていたなら、家族達は故人の意思を確認することができ、その内容に沿った形での財産の配分が可能になります。遺言書を作成することによって、残された家族達に無用の心配をかけることが避けられます。

生前に遺言書を作成しておくことは、決して“自分には全然関係のないこと”でも、“縁起でもないこと”でもありません。残される家族のための思いやりとして、そして安心を贈るために、遺言書を作成しておくことをおすすめします。



そもそも、遺言とは？

遺言(「いごん」またはゆいごん)

遺言(「いごん」または「ゆいごん」とは、遺言を作る人(遺言者)が、自分の死後の法律関係(財産、身分など)を、一定の方式に従って定める、最終的な意志の表示のことです。わかりやすく言うと、自分が死んだ時に、「財産を誰々に残す」とか、「実は隠し子がいた」とかいったことを、死ぬ前に書いて残しておくことです。

しかし、ここで気をつけなければいけないのは、遺言の方式は法律で定められているので、それに違反する遺言は無効になってしまうということです。また、遺言で定めることが出来る内容も法律で決まっていますので、それ以外の事柄について定めても何の効力もありません。

せっかく書いた遺言書が無効にならないように、法律に違反していないかのチェックをしておきましょう。

遺言書を書いた後に取り消したり変更したい場合は？

遺言は、死亡する前であればいつでも本人の意志で自由に変更(撤回)することができます。もちろん変更(撤回)するときも、法律上の方式を守らなければいけません。

遺言がなくても、家族なんだから話し合いで決められる？

家庭裁判所に持ち込まれる相続争いの多くは、正式な遺言書がないためだといわれています。

長きにわたり一生懸命働いて築いた財産も遺言がないために、残された肉親同士が遺産争いを繰り広げるようでは天国にいるはずの本人もやりきれないものでしょう。子孫の幸福のためになるべき遺産が、骨肉の争いを引き起こし、不幸の原因になってはたまりません。

遺言は遺産をめぐるトラブルを防ぐ最善の方法であるとともに、遺産を世のため、人のために生かす出発点でもあります。

また、残すのは借金だけだという場合でも、残された家族が法的な手続(相続放棄)により借金の返済義務を負わなくてすむよう、その内容を遺言というかたちで書き残しておきたいものです。

特に以下のようなケースでは、遺言書の作成をおすすめします

(遺言書が無くては不可能な場合もあります)



< 法定相続分と異なる配分をしたい場合 >

相続人それぞれの生活状況などに考慮した財産配分を指定できます。

< 遺産の種類・数量が多い場合 >

遺産分割協議では、財産配分の割合では合意しても、誰が何を取得するかについては(土地・株式・預貯金・現金など色々な種類の財産があります)なかなかまとまらないものです。遺言書で指定しておけば紛争防止になります。

< 配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合 >

配偶者と義理の兄弟姉妹との協議は、なかなか円満には進まないものです。遺言書を作成することにより、すべて配偶者に相続させることができます。

< 農家や個人事業主の場合 >

相続によって事業用資産が分散してしまえば、経営が立ち行かなくなります。このような場合も遺言書の作成が有効です。

< 相続人以外に財産を与えたい場合 >

遺言書がなければ不可能と考えてください。

内縁の配偶者、子の配偶者(息子の嫁など)生前特にお世話になった人や団体公共団体などへの寄付

< その他遺言書を作成すべき場合 >

先妻と後妻のそれぞれに子供がいる

配偶者以外との間に子供がいる(婚外子)相続人の中に行方不明者や浪費者がいる

相続人同士の仲が悪い

法律に定める方式以外の遺言は無効です

民法第960条によれば、遺言は、この法律(民法)に定める方式に従わなければ、これを行うことができない、と規定されています。つまり、民法の規定に従わない遺言書は有効とは認められないということです。民法では普通方式の遺言として、以下の3つを規定しています。

自筆証書遺言

(民法第968条)

遺言者が、遺言内容の全文・日付・氏名を自分で書いた上で押印します。これらが欠けたものは無効となります。問題点としては、法律的に間違いのない文章を作成することはなかなか困難なことですし、保管上の問題もあります。遺言執行の際には家庭裁判所で「検認手続」をしなければなりません。よく筆跡鑑定などで真実性が争われているのが、この遺言書です。

秘密証書遺言

(民法第970条)

遺言者が署名・押印した遺言書を封書にして公証人に提出します。この場合は自筆証書遺言と違い、本文は自筆でなくても構いません。やはりこの方式の遺言書も、内容の正確さの問題や検認手続の問題があります。

公正証書遺言

(民法第969条)

証人2人以上の立会いの下、遺言の内容を公証人に伝え、筆記してもらった上で読み聞かせてもらいます。その筆記に間違いがないことを確認した上で署名・押印します。この方式の遺言書が一番おすすめできるものです。

自筆証書遺言の書き方

この遺言は必ず遺言者本人の自書(全文自筆)で、できるだけ内容をわかりやすく(明確に)記載してください。(縦書きでも横書きでも結構です。)

自筆証書遺言を作成するうえで大切なことは、法律で決められた方式にしたがうことです。形式に不備があると遺言そのものが無効になってしまうおそれがあります。法律で決められた方式といっても特別難しいものではありませんが、最低限守らなければいけないことは次のようなことです。

- 全文、日付、遺言書の氏名等のすべてを自分で書くこと
- 遺言書に押印すること

遺言書(サンプル)

遺言者 香川 太郎は、次のとおり遺言する。

1、遺言者はその所有に係る次の不動産及び預金を妻、香川 花子に相続させる。

(1)〇〇県 市××町 丁目 番号 宅地 平方メートル

(2)同所同番地所在 家屋番号同所 番 木造瓦葺二階建居宅一棟 床面積 平方メートル

(注1)不動産に関しては、物件を特定するため登記簿謄本の記載のとおり書くことが望ましい

(3)遺言者名義の 銀行 支店の定期預金全部

(注2)個別に指定したい場合は、 銀行 支店 定期預金 口座番号 とする

2、遺言者はその所有に係る次の不動産を長男、福岡 一郎に相続させる。

〇〇県 市××町 丁目×番号 宅地〇 平方メートル

3、遺言執行者として 県 市 町 番地の を指定する。

(注3)指定しなくてもよい。

平成 年 月 日

(注4)日付も自書です(日付を特定できない 月吉日という書き方やゴム印は不可)

〇〇県 市××町 丁目 番号

遺言者 香川 太郎 印

(注5)署名捺印は必ずする(認め印でもよいが、実印が望ましい)

昭和〇〇年 月 日生 (注4)遺言者を特定できるよう記載するのが望ましい

自筆証書遺言の書き方

作成のポイント

全文を遺言者本人が手書きで書く

パソコンで作成したり代筆してもらったものは無効です。



日付は年月日を特定できるように

基本は「年 月 日」と書く

「年元日」とか「歳の誕生日」などは年月日が特定されるため有効とされますが、「年 月 吉日」などは特定されませんので無効です。

署名押印をする

本人と明らかにわかる場合は、氏または名だけ、雅号などでも有効になりますが、戸籍どおりにフルネームで書くのが基本です。

押印は認め印(朱肉を使うもの)や拇印でもOKですが、本人の印鑑と証明しやすい実印がベストです。

用紙、筆記具、書式について

用紙や筆記具については自由ですが、鉛筆は用紙に改ざんされる危険がありますので、ボールペンや万年筆を使用してください。書式は自由です。(縦書きでも横書きでもOK)

訂正方法

内容に加筆や削除、その他の変更を加える場合の方法は厳格に決められてきますので注意が必要です。削除・書き直したい変更箇所を二重線で消し、欄外や末尾などに「字削除」などと記載しますが、一般の文書の訂正方法と違うことは署名が求められることです。

<例>

本遺言書11行目「 」の二字を削除した。

本遺言書14行目「 」を「 」に訂正した。

香川 太郎

封筒に入れ封印する

封印しなくても法律上問題はありませんが、変造防止や保管の問題がありますので、封印しておくことをおすすめします。

相続の主な手続きと流れ

金融機関の取引について

金融機関に死亡届をだしたら、故人の預金口座などすべての取引が停止されますので、相続が終了するまで預金の引き出しはできなくなります。また、口座振替の停止しますので、公共料金などの支払い方法の変更も必要です。

遺言書の有無

まず確認することが遺言書の有無ですが、遺産分割が終了した後に遺言書が出てくると、一からやり直しになりますので十分に調べてください。遺言書があれば、法律に定められた手順で処理します。

< 自筆証書遺言の場合 >

家庭裁判所で検認の手続きをしなければなりません。封印のある遺言書は、検認の際に家庭裁判所で開封しなければなりません。(封印がなければ、検認の前に自分で開封し内容を確認してもOK)

< 公正証書遺言書の場合 >

検認の手続きは必要ありません。

遺言に「遺言執行者」の指定がある場合

遺言に書かれた内容を実現することを「遺言の執行」といいますが、遺言執行者が指定されている場合は、指定された遺言執行者に連絡をします。

遺言執行者は遺言の執行に必要な一切の権限を持ち、遺言の内容を実現するために必要な手続きをします。

相続人の確定

相続人を確定するためには戸籍の調査が必要です。

故人の出生から死亡までの連続した戸籍、除籍、改製原戸籍の謄本をそろえますが、どうそろえていいか戸惑う人も多いので、専門家に依頼することも方法です。

戸籍について

戸籍は、夫婦と未婚の子を単位としています。戸籍に記載されている人が死亡や婚姻などにより戸籍から抜けると、その人は戸籍から抹消されます。(除籍といいます)その戸籍の全員が除籍されたり本籍地が移されたりすると除籍という呼び名になり、この除籍の写しを除籍謄本といいます。

戸籍はこれまでに何度か作り替え(改製)があり、改製前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。現在の戸籍に出生からの記録がすべて記載されているとは限りませんので、出生から死亡までの連続した記録を確認するためには、戸籍、除籍、改製原戸籍の調査が必要になるわけです。

相続の主な手続きと流れ

7
日
以
内

死亡届けの提出

市区町村への死亡届は7日以内に

遺言書の確認

自筆証書遺言は家庭裁判所で開封・検認

遺言執行者がいる場合は連絡を

相続人の調査

相続人を確定するには、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍、除籍、改製原戸籍の謄本が必要

3
ヶ
月
以
内

資産の調査

資産の調査はプラスの財産はもちろん債務(借金等)もすべて洗い出し、財産目録を作成する

生命保険の確認・請求

特定の相続人を受取人とする生命保険契約の保険金を受け取る権利は受取人の固有の権利であり、民法上の相続財産には含まれませんから、相続放棄をした場合でも保険金を受け取ることができます

相続放棄・限定承認の判断

多額の借金がある場合は、相続放棄や限定承認をすれば債務の承継を免れます(限定承認は相続人全員の同意が必要)

相続放棄や限定承認は相続開始を知った日から3ヶ月以内に

4
ヶ
月
以
内

所得税の準確定申告

1
0
ヶ
月
以
内

遺産分割協議 → 遺産分割協議書の作成

不動産の相続登記(預金や自動車などの名義変更も行います)

相続税の申告・納付

相続の手続き一覧

種類	チェック	届出期間	手続/届出先
電気・ガス・水道		なるべく早く	管轄の営業所
電話		なるべく早く	NTT116センター
NHK受信料		なるべく早く	NHKフリーダイヤル受付窓口
住居の賃貸契約		なるべく早く	大家・不動産会社・公社・公団など

種類	チェック	届出期間	手続/届出先
年金手帳		14日以内	社会保険事務所など
国民健康保険証		14日以内	社会保険事務所など
健康保険証(国保以外)		なるべく早く	勤務先または社会保険事務所
介護保険証		なるべく早く	市町村役場
身体障害者手帳		なるべく早く	市町村役場
パスポート		なるべく早く	都道府県の旅券課
運転免許証		なるべく早く	最寄の警察署
クレジットカード		なるべく早く	カード発行会社
会員カード・携帯電話・プロバイダ		なるべく早く	各会社
高齢者優待パス		なるべく早く	発行元

種類	チェック	届出期間	手続/届出先
未支給年金の請求		14日以内	社会保険事務所など
死亡一時金の請求		2年以内	社会保険事務所など
遺族年金の請求		5年以内	社会保険事務所など
心身障害者扶養年金の請求		速やかに	市町村役場
埋葬料・葬祭費の請求		2年以内	社会保険事務所など
高額療養費の請求		2年以内	社会保険事務所など
労災保険の請求		速やかに	勤務先または労働基準監督署
雇用保険の請求		1ヶ月以内	公共職業安定所
自賠償保険金の請求		2年以内	損害保険会社など
死亡保険金の請求		2～3年以内	生命保険会社など
入院・手術給付金の請求		2～3年以内	生命保険会社など
未払い給与・死亡退職金の請求		速やかに	勤務先

種類	チェック	届出期間	手続/届出先
死亡届		7日以内	市町村役場
死体火葬許可申請		死亡届と同時	市町村役場
世帯主変更届		14日以内	市町村役場
児童扶養手当認定請求		世帯主変更届と同時	市町村役場
所得税の準確定申告		4ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署
相続税の申告・納付		10ヶ月以内	相続人の住所地の税務署
不動産(土地・建物等)の移転登記		なるべく早く	所在地の法務局
自動車の移転登録		なるべく早く	管轄の陸運支局事務所
預貯金の名義変更		なるべく早く	金融機関
株式の名義変更		なるべく早く	証券会社
復氏届(旧姓の復活)		なし	市町村役場
姻族関係終了届		なし	市町村役場
子の氏変更許可申請		なし	子の住所地の家庭裁判所
改葬許可申請		なし	旧墓地所在地の市町村役場

主な名義変更手続き

種類	手続内容・手続先	チェック
預貯金	名義変更または解約 預入金融機関	
株式	名義変更 株主名簿管理人(信託銀行等)または預託証券会社	
自動車	移転登録 運輸支局または検査登録事務所	
電話	名義変更 NTT	
ゴルフ会員権	名義書換 ゴルフ場	
生命保険、損害保険	契約事項変更 保険会社	
借地権、借家権	名義変更 地主、家主	
貸付金	通知 債務者	

銀行などの金融機関では、預貯金口座の名義人が死亡するとすべての取引を停止しますので、すみやかに相続手続きを行う必要があります。

基本的に本人名義の財産はすべて名義変更が必要になると思ってください。

相続手続きの全体像を把握し、どんな手続きをいつまでに行うのかをおさえておいてください。

- ・相続税のかかる場合は、10ヶ月後の相続税申告が最終ゴールになります。
- ・相続税のかからない場合は、不動産などの財産の名義変更完了がゴールになります。

相続手続きのなかには、法律で期限を定められたものがありますので注意が必要です。

・相続放棄が必要な場合は3ヶ月という期限が重要になります。失念すると取り返しのつかない事態になることもあります。

手続きの多くは相続人の共同作業ですので、思ったより時間がかかります。早めに余裕を持って行うようにしましょう。